

居宅介護支援事業所 ウェストケアセンター 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団明和会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、困難なケースにおいても積極的に支援し総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 居宅介護支援事業所ウェストケアセンター
- （2）所在地 東京都八王子市上川町2 1 3 5 番地（介護老人保健施設ウェストケアセンター2階）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 当事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- （2）介護支援専門員 3名以上 常勤職員 3名以上（管理者と兼務1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- （3）介護支援専門員一人が担当する利用者数は、国によって定められた基準に準拠する。
利用者の数が3 5又はその端数を増すごとに1とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。但し、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。課題の分析について使用する課題分析票は八王子市方式、MDS-HC方式等を用いる。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
- (3) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- (4) 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

※通常の事業の実施地域を越え1km毎に100円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、八王子市・あきる野市とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1年以内
- (2) 継続現任研修 年1回以上
- (3) その他の研修等 適宜

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

平成12年4月1日 指定

平成18年9月1日 改訂

平成19年4月16日改訂

平成20年4月1日 改訂

平成26年11月1日改訂

平成27年4月1日 改訂

平成28年11月1日改訂

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(運営規程 利用料金別表 1)

1. 利用料金 (八王子市: 3級地 地域加算: 11,05)

介護支援専門員取扱件数45件未満の場合	要介護 1・2 (1,086単位)	要介護 3・4・5 (1,411単位)
通常料金 (月額) ※基本単位数に地域加算を乗じ、端数切捨て	12,000円	15,447円
介護支援専門員取扱件数40件以上60未満の場合	要介護 1・2 (544単位)	要介護 3・4・5 (704単位)
減算料金 (月額) ※基本単位数に地域加算を乗じ、端数切捨て	6,011円	7,779円
介護支援専門員取扱件数60件以上の場合	要介護 1・2 (326単位)	要介護 3・4・5 (422単位)
減算料金 (月額) ※基本単位数に地域加算を乗じ、端数切捨て	3,602円	4,663円

※ その他、下記の項目が該当した場合、通常料金に加算されます。

初回加算	300単位	3,315円 (該当した月のみ)
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250単位	2,762円 (該当した月のみ)
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200単位	2,210円 (該当した月のみ)
退院・退所加算 (Ⅰ) イ (カンファレンス無)	450単位	4,972円 (連携1回目)
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ (カンファレンス有)	600単位	6,630円 (連携1回目)
退院・退所加算 (Ⅱ) イ (カンファレンス無)	600単位	6,630円 (連携2回目)
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ (カンファレンス有)	750単位	8,287円 (連携2回目)
退院・退所加算 (Ⅲ) (カンファレンス有)	900単位	9,945円 (連携3回目)
事業所加算 (Ⅱ)	407単位	4,497円 (毎月)
通院時情報連携加算	50単位	552円 (月に1回まで)
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,210円 (月に2回まで)

ターミナルケアマネジメント加算 400単位	4,420円（該当した月のみ）
-----------------------	-----------------

※当事業所は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする特定事業所加算の取得事業所です。

(運営規程 利用料金別表 2)

1. 利用料金 (あきる野市：5級地 地域加算：10,70)

介護支援専門員取扱件数45件未満の場合	要介護 1・2 (1,086単位)	要介護 3・4・5 (1,411単位)
通常料金 (月額) ※基本単位数に地域加算を乗じ、端数切捨て	11,620円	15,097円
介護支援専門員取扱件数40件以上60未満の場合	要介護 1・2 (544単位)	要介護 3・4・5 (704単位)
減算料金 (月額) ※基本単位数に地域加算を乗じ、端数切捨て	5,820円	7,532円
介護支援専門員取扱件数60件以上の場合	要介護 1・2 (326単位)	要介護 3・4・5 (422単位)
減算料金 (月額) ※基本単位数に地域加算を乗じ、端数切捨て	3,488円	4,515円

※ その他、下記の項目が該当した場合、通常料金に加算されます。

初回加算	300単位	3,210円 (該当した月のみ)
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250単位	2,675円 (該当した月のみ)
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200単位	2,140円 (該当した月のみ)
退院・退所加算 (Ⅰ) イ (カンファレンス無)	450単位	4,815円 (連携1回目)
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ (カンファレンス有)	600単位	6,420円 (連携1回目)
退院・退所加算 (Ⅱ) イ (カンファレンス無)	600単位	6,420円 (連携2回目)
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ (カンファレンス有)	750単位	8,025円 (連携2回目)
退院・退所加算 (Ⅲ) (カンファレンス有)	900単位	9,630円 (連携3回目)
事業所加算 (Ⅱ)	407単位	4,354円 (毎月)
通院時情報連携加算	50単位	535円 (月に1回まで)
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,140円 (月に2回まで)

ターミナルケアマネジメント加算 400単位	4,280円（該当した月のみ）
-----------------------	-----------------

※当事業所は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とする特定事業所加算の取得事業所です。